

# 令和8年度マチグッー周遊デジタルスタンプラリー事業 業務委託仕様書

本仕様書は、令和8年度マチグッー周遊デジタルスタンプラリー事業（以下「本事業」という。）の業務を実施するにあたり、以下のとおり仕様を定めるものである。

## 1 事業目的

今年度は、首里城正殿復元及び読売ジャイアンツ春季キャンプにおいて多くの来場者が見込まれるため、これを契機としてデジタルスタンプラリーを実施する。本事業は来場者の中心市街地への誘客を図るとともに、地域の観光資源を活用した回遊性の向上、滞在時間の延長及び域内消費の促進を図り、観光及び地域経済振興の相乗効果による中心市街地の活性化を目的とする。

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 デジタルスタンプラリー実施期間

- ・第1弾（首里城復興イベント）

期間：2026年11月1日（日）～2026年12月13日（日）まで（予定）

- ・第2弾（読売ジャイアンツ春季キャンプイベント）

期間：2027年2月1日（月）～2027年2月28日（日）まで（予定）

## 4 業務内容

- (1) スタンプラリー特設システムの作成

受託者は、スタンプラリー特設システムを作成すること。

スタンプはQRコードを読み取り、取得可能な機能とする。スタンプラリー参加者を効果的に集める為、多様な機種に対応させること。

### ①システムの構成

- ・スタンプラリー利用者の属性が把握できるようにすること
- ・スタンプラリーの基本情報（利用マニュアル、獲得スタンプ情報、問い合わせ先等）
- ・参加者がスタンプラリー参加店舗を把握しやすいように工夫すること（参加店舗一覧や各店舗情報、マップ機能等）
- ・その他スタンプラリーの利便性、魅力を高める情報や内容

※本市と協議の上、構成内容は変更可能なものとする。

## ②システムのデザイン

第1弾と第2弾ではイベント内容が異なるためメインページのデザインを変更すること。尚、第2弾についてはキャンプの賑わい創出の一環として実施するため読売ジャイアンツに関するロゴやキャラクター等についてライセンス料は発生しない見込。ただし制作物について事前に球団から了承を得る必要があるため留意すること。

## ③スタンプラリーのスタンプ発行の流れ

- ・スタンプを発行する場合はスタンプラリー参加店舗で税込1,000円以上の買い物をした場合に1スタンプを発行する。
- ・すでに1スタンプを発行した店舗では新たに税込1,000円以上の買い物を行った場合でもスタンプの発行は行わないものとする。
- ・1スタンプを発行する場合は参加店舗にてスタンプ発行専用のQRコードを利用者へ掲示し、その読み取りを行うことで取得できるものとする。ただし、景品受け渡し会場にてスタンプのリセットを実施した場合は新たに同一店舗でもスタンプを取得することも可能とする。
- ・参加店舗にて利用者が集めたスタンプが3の倍数の数となった場合に集めたスタンプの3で割った回数を抽選会への参加可能な回数とする。  
※上記スタンプ発行の流れはスタンプラリーの実施において、より良い手法がある場合は本市との協議により変更可能なものとする。

## ④保守・運用

- ・スタンプラリー特設システムの一般利用者への公開はスタンプラリー開始の日までに行うこととし、公開後のシステムの改善及び修正は、必要に応じて行うこと。
- ・スタンプラリー特設システムを一般利用者への公開前に参加店舗がデモ利用できるような期間を可能な限り設けること。
- ・スタンプラリー公開期間中に生じた不具合について、対処できるような連絡体制をもうけること。
- ・問い合わせ先についてはスタンプラリー特設システム内で容易に把握可能な状態とすること。

## ⑤分析データ

- ・利用者ごとの属性（年齢、性別、居住地等）及びスタンプ発行数
- ・各参加店舗におけるスタンプ発行数
- ・景品受け渡し会場への日別来場者数
- ・その他本事業の効果検証に有益なデータを提案すること

## (2) 企画・運營業務

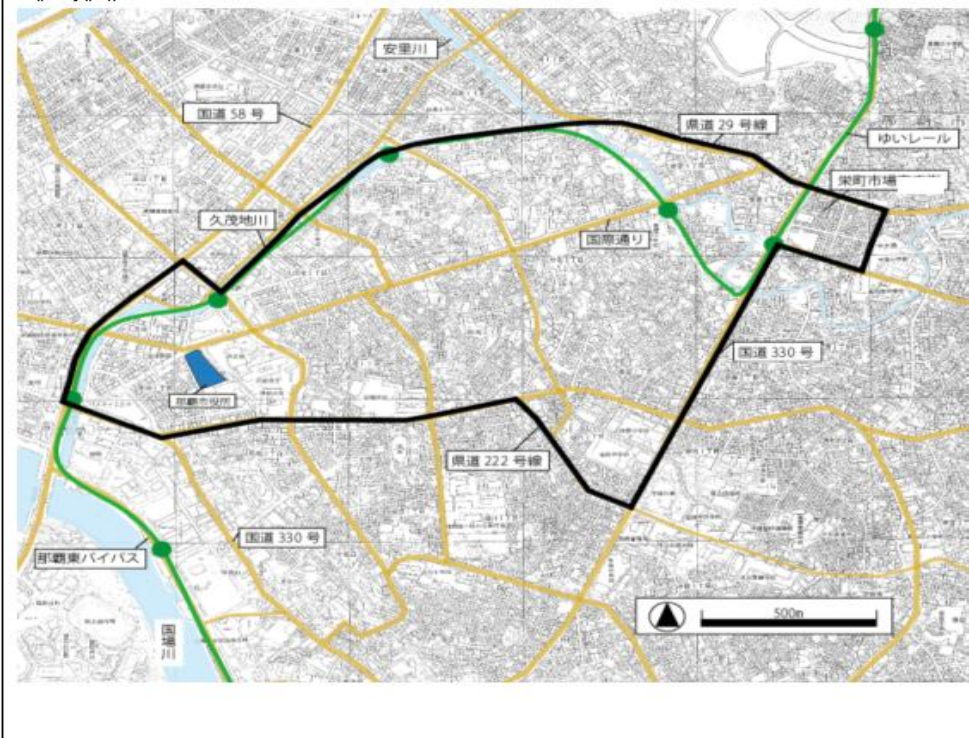
### ①スタンプラリー参加店舗の募集や対応

参加店舗の募集は基本的に受託者が行い、参加呼びかけを行う店舗是那覇市中心市街地の区域内とする。当該区域外の市内店舗からの申込も可能とする。

#### 中心市街地の区域

那覇市の中心市街地の区域は、国際通りを骨格として、東は「国道 330 号」と「栄町市場」、南は「県道 222 号線（真地久茂地線）」、西は「国道 58 号」、北は「久茂地川」と「県道 29 号線（崇元寺通り）」に囲まれた区域である。この区域にある商店街通り会等を中心商店街という。

(区域図)



- ・スタンプラリー特設システムに掲載する店舗は 200 店舗以上を目標とする。
- 第 1 弾で掲載希望があった店舗は辞退申入がない限り引き続き第 2 弾も掲載することとし、イベント期間中に掲載申込があった場合においても随時対応すること。
- ・各店舗への掲載交渉及び掲載内容の確認等は、受託者の費用と責任で行うものとする。
- ・参加店舗を募集するにあたっては本市と協議の上、募集要領を定め、募集要領に沿った募集を行うこととする。
- ・スタンプラリー参加店舗等からの問い合わせの対応を行うこと。
- ・スタンプラリー参加店舗に対しては、実施期間前に実施方法のマニュアルを作成し配布すること。
- ・必要に応じて参加店舗等へ説明会を実施すること。
- ・利用者がスタンプを取得するために必要な QR コードを作成し、参加店舗へ納品すること。
- ・アンケートを実施すること

②スタンプラリーに係る広報、制作物について

以下の対応については第1弾のみとする。

(※第2弾については読売ジャイアンツ春季キャンプイベントの中で別途実施するため)

◎広報について

- ・地域内外へ効果的に情報発信する手段について提案すること
- ・スタンプラリーの利用方法についてもわかりやすく周知すること
- ・来訪者が参加店舗と把握しやすい広報物を制作すること

◎スタンプラリー参加賞等について

魅力あるノベルティグッズを準備すること。

※本事業は一般懸賞に該当するため景品表示法を遵守すること。

尚、景品類の総額は懸賞に係る売上予定総額の2%が限度額であるが、1及び2スタンプのみの取得で景品引き渡しまでに至らなかった場合や1店舗だけで高額な買い物をしたため1スタンプのみの取得となった場合等の売上も売上予定総額に含まれるので留意すること。

◎まちぐわー総合案内所について

会場設営のための各種備品等の手配発注を行うこと

③スタンプラリー利用者への対応

◎景品受け渡し会場

第1弾 「まちぐわー総合案内所」(第一牧志公設市場1階外小間部分)にて実施

第2弾 2027年2月1日(月)～2月12日(金):まちぐわー総合案内所

2027年2月13日(土)～2月28日(日):読売ジャイアンツキャンプ会場内

- ・会場に対応する人員は本市にて別事業で委託しているため、2か所の所管課(まちぐわー総合案内所:なはまち振興課、読売ジャイアンツキャンプ会場内:観光課)及び現場担当者と調整しながら実施すること。
- ・スタンプ発行目標数は合計で25,000個以上とする。(その内、第1弾は約22,400個の想定)  
参考) R6年度 読売ジャイアンツ春季キャンプイベントのみでの実績  
スタンプ発行数2,331個、景品受け渡し会場来場者422人
- ・ノベルティグッズを上記会場へ納品すること。
- ・スタンプラリー利用者からの問い合わせ対応を行うこと。また、問い合わせを受けた内容から改善が必要な場合は適宜、必要な措置を講じること。
- ・アンケートを実施すること

(3) その他自由提案

中心市街地の周遊を促進するような取り組みについて提案を行うこと。

## 4 成果品

- ①業務完了報告書
- ②本事業での制作物
- ③スタンプラリー参加者の属性（年齢、性別、居住地等）や利用店舗、アンケート結果等の分析データ

なお①～③の提出期限は2027年3月25日（木）までとする。

## 5 留意事項

### ①資料の提出及び説明等の協力について

本事業は沖縄振興特別推進市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は求めに応じて積極的に協力すること。

### ②経費対象及び帳票取扱

本事業の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は見積額に含む。受託事業者からの追加提案に関しても、見積額に含むものとする。それぞれの業務における経費の配分については契約締結後に協議・調整を要する。経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義ある時または必要に応じて本市に照会すること。

### ③業務成果の帰属等

#### ・取得財産及び著作権の帰属

本事業で取得した全ての財産は、原則として本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本市へ帰属する。ただし、受託事業者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。

#### ・著作権等の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。